2　平成三十一年度から平成四十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新資金令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十一年度から平成三十三年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の三百四十八
	附則第三項の表第四条の二第六項の項	千分の四百十六	千分の三百四十八
		千分の四百九十	千分の四百二十二
平成三十四年度から平成四十五年度まで	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の三百五十七
	附則第三項の表第四条の二第六項の項	千分の四百十六	千分の三百五十七
		千分の四百九十	千分の四百三十一
平成四十六年度	第四条の二第六項	千分の四百十六	千分の四百一
	附則第三項の表第四条の二第六項の項	千分の四百十六	千分の四百一
		千分の四百九十	千分の四百七十五

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　平成三十年度以前の年度における第六条の規定による改正前の災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定については、第六条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条及び附則第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「第四十五条の二第一項」に、「同号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第三項中「第四十五条の二第一項第一号」を「第四十五条の二第一項」に、「同号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三の項中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項、第七条の三第一項」に、「及び第七条の十三」を「並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第五項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三百十五条の項を次のように改める。

第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額

第二条の四第五項の表第三百十五条の項の次に次のように加える。

第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額

第二条の四第六項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改め、同条第七項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三百十五条の項を次のように改める。

第三百十五条	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額

第二条の四第七項の表第三百十五条の項の次に次のように加える。

第三百十五条第一号	山林所得金額	山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額

第二条の四第八項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項及び第四十八条の六の項中「第四十六条の二の二第二項」の下に「、第四十六条の二の三第一項」を加え、「及び第四十八条の六」を「並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十七条」を「附則第十六条」に、「第十三条第一号イ」と、」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）第四条の規定による改正前の地方財政法施行令第十三条第一号イ」と、」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十七条」に、「附則第九条第二項」を「附則第九条第三項」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条中「附則第十九条」を「附則第十八条」に改め、同条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十四条　地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条の三第二項の改正規定中「第七条の三第二項」を「第七条の二の二第二項」に改める。

第一条中地方税法施行令第三十四条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の四の六第二項第二号中「第七十二条の三十三第二項又は第三項」を「第七十二条の三十一第二項又は第三項」に改める。